



短期給付事務の留意点

平成27年7月23日

東京都教育庁福利厚生部給付貸付課
短期給付係長 木下ゆかり

1 短期給付制度の概要

①法定給付

法律で給付の要件、内容等が定められており、各共済組合同一内容で実施（地共法第53条第1項）

療養費、出産費、傷病手当金、育児休業手当金 等

②附加給付・一部負担金の額等の払戻し

附加給付は、法定給付に準ずる給付として、財政事情に応じ、各共済組合が定款で定めて実施（地共法第54条、定款第26条）

家族療養費附加金、出産費附加金、傷病手当金附加金 等

一部負担金の額等の払い戻しは、一部負担金を支払ったことで生じた余裕財源の範囲内で行うことができる措置。

（地共法附則第17条）

2 給付事務の概要

(1) 請求書の提出と給付日

① 請求書の締切

毎月10日

(土・日・祝日と重なる場合は直前の平日)

短期給付係で10日に受理したものは原則当月中に処理

② 給付金の口座振込

その月の24日以降

(土・日・祝日と重なる場合は直後の平日)

24日に送金処理を行うので、金融機関によっては
1～3日後になる

(2) 給付金の振込口座

①振込口座の登録方法

小・中・高の学校職員は、給料の振込口座と連動（第一口座）。

学校電算（給与システム）で口座情報の登録をすれば、自動的に共済組合にデータが引き渡されるので、共済組合に別途口座の届をする必要はない。

②退職者の口座について

医療費の給付が退職日以降に発生する場合がありますため、6か月程度は口座の解約をしないよう注意が必要。

(3) 給付決定通知書

①送付時期

毎月24日頃に各所属所へ発送

②退職者分の扱い

- ・ 任意継続組合員・・・直接組合員へ発送
- ・ 任意継続組合員以外・退職時所属所へ発送

③所属所から転送する場合の注意点

発送した所属所がわかるように、封筒に給付決定通知書を封入するなどして発送。

(4) 時効（給付金請求）

給付事由が生じて**2年間**行わないときは、**時効**によって短期給付を受ける**権利が消滅**

○事由が発生したら速やかに請求

○給付を受ける権利の消滅時効の起算日

→**給付事由が生じた日の翌日**

(5) 公租公課

共済組合の短期給付については、組合員、組合員であった者又は遺族の生活保障を目的としているため、**課税されない**。

3 平成27年度の主な変更点

①結婚手当金

- 平成27年3月31日で廃止

請求は事由発生日の翌日から2年間

②一部負担金等の自己負担限度額の 引上げ（平成27年4月診療分～）

上位所得者区分（給料月額424,000円以上）に該当する組合員の負担限度額が引上げられる

現 行	平成27年4月診療～	
一部負担金払戻金等自己負担限度額	給料月額	一部負担金払戻金等自己負担限度額
25,000円	給料月額424千円以上	50,000円
	給料月額424千円未満	25,000円

③標準報酬制導入

・平成27年10月の事由発生分から適用

休業の日数で支給している給付金



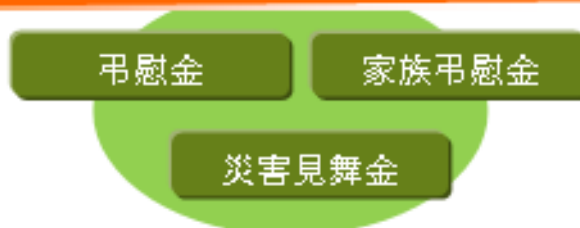
平成27年9月まで

給料の日額
で支給額を算出

平成27年10月以降

標準報酬日額
で支給額を算出

給料月額に対する割合で支給している給付金



平成27年9月まで

給料月額
で支給額を算出

平成27年10月以降

標準報酬月額
で支給額を算出

給付額算定方法だけでなく、請求様式、添付書類、事務手続等が変更となる予定です。詳細は後日お知らせします。

4 短期給付事務 ～よくある質問～

① 育児休業手当金

Q. 育児休業期間が変更になった場合はどうすればよいですか。

A. 育児休業手当金変更請求書（用紙№育休1）を必ず提出してください。

実績報告書を提出したのみでは期間の変更ができず、誤給付してしまいます。

②出産費・家族出産費について

Q. 直接支払制度利用の「請求金額」欄は、どう書けばよいですか。

A. 一出産でかかった費用を確認してください。42万円を超えた場合は、当該欄は「0円」になります。出産育児一時金明細書に記載されている「代理受取額」の額が42万円を下回っている場合は、42万円から「代理受取額」の金額を差し引いた額を記入します。

※妊婦合計負担額を記載してはいけません。

附加給付金は一律50,000円給付されます。

双子の場合は、出産費は84万円、附加給付は10万円となります。

出産費の手続について

出産費の請求方法... 3種類

①直接支払制度あり 取扱医療機関のみ

- ・ 請求書の提出時期；出産後速やかに
- ・ 添付資料；合意文書の写し、領収証
- ・ 請求金額；出産費－42万円、附加給付5万円

②受取代理制度 ※取扱医療機関のみ

- ・ 請求書の提出時期；出産予定日の2か月～10日前
- ・ 添付資料；請求書に医療機関の印、口座情報欄の記入
- ・ 請求金額；出産費＋附加給付47万円

（医療機関から直接共済組合に請求する）

③直接支払制度なし 海外で出産した場合等

- ・ 請求書の提出時期；出産後速やかに
- ・ 添付資料；合意文書の写し（合意しないにレ）、領収証
- ・ 請求金額；出産費42万円＋附加給付5万円

③公費医療助成について

Q. 公費医療助成とは？

A. 国や地方公共団体（以下「実施機関」）が本人の負担を軽減するために、医療費の助成を行っているものです。

Q. なぜ届出が必要なのですか。

A. 公費医療助成には、こどもの医療費助成と難病等の医療費助成があります。

医療費の審査に当たり、公費医療費助成の実施機関との間で、医療費の二重給付がないよう届出を確認することとしています。このため、当共済組合の組合員・被扶養者として認定された方で該当する場合は、速やかに「公費医療助成認定・取消届出書」を提出してください。すでに届出した内容に変更・取消があった場合も同様の手続が必要です。

（例）氏名変更、扶養替、他自治体への転居、認定取消

④保険証の使用について

Q. 体育の授業中にケガをしました。保険証を使いたいのですが...

A. 公務上のケガや病気の場合、保険証は使えません。

(地方公務員等共済組合法第56条 給付の事由を「公務によらない病気または負傷」に限定)

公務災害認定までの間に限り保険証の使用を認める場合があります。事故が発生したら保険証を使わず、一時的に使用したい場合は共済組合に連絡をしてください。

Q. 交通事故に遭いました。保険証は使えますか。

A. 速やかに共済組合に連絡をしてください。保険証使用については、連絡いただいた内容により個別にご案内します。

- ①保険証番号
- ②被害者
- ③事故日
- ④事故の状況
- ⑤警察の介入有無
- ⑥示談の状況
- ⑦けがの程度
- ⑧受診医療機関名等

を聞き取ります。

共済組合に連絡する前に内容を確認しておくとう便利です。

⑤療養費・家族療養費について

Q. 療養費請求書を提出する際に添付する書類は領収証の他に何が必要ですか。

A. 審査を行う際に確認する項目は、診療内容や傷病名と窓口で支払った金額が重要となります。

添付する資料は、

①領収証（窓口支払額（自己負担額）が記載されているもの）

②診療報酬領収済明細書※

（施術名、傷病名、診療報酬の内訳が記載されているもの）

が必要です。 ※診療報酬領収済明細書：レセプトともいいます。遡及して共済組合に加入した場合で、前の健康保険組合に医療費を返還したことで共済組合に療養費として請求する場合がありますが、そのときに添付する「**開封厳禁**」と記載された封筒は、絶対に開封しないでください。

⑥資格喪失後受診による医療費返還について

資格喪失や被扶養者の認定取消の事由に該当することが判明した場合は、速やかに資格喪失等の手続きをとるとともに、保険証の回収を確実に行ってください。

平成24年度以降、資格喪失後の受診にかかる医療費返還の件数が大幅に増加しています。

遡及期間が長いと、返還額も多額になる場合があり、組合員の経済的負担が発生します。

医療費返還は、所属所の協力なしでは進められません。

該当となった組合員への説明や書類の受け渡し等、所属所の皆さまの御協力をよろしくお願いします。

短期給付に関する問合せは...

公立学校共済組合東京支部

(東京都教育庁福利厚生部内)

給付貸付課短期給付係

電話 03 (5320) 6827

御静聴ありがとうございました